

## 宇部市公共下水道マンホール蓋の表面デザイン使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市公共下水道マンホール蓋の表面デザイン(以下「デザイン」という。)を使用する場合の取扱いに関し、必要な事項を定めるものとする。

(デザインの定義)

第2条 この要綱においてデザインとは、宇部市(以下「市」という。)の管理するマンホール蓋の表面に作図された図柄をいう。

2 この要綱の対象となるデザインは、別表のとおりとする。

(デザインの使用承諾)

第3条 デザインを使用しようとする者は、あらかじめ宇部市公共下水道マンホール蓋の表面デザイン使用承諾申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて、宇部市長(以下「市長」という。)に提出し、その承諾を得なければならない。

2 市長は、デザインの使用が次の各号のいずれかに該当するときは、前項の承諾をしないものとする。

- (1) 市の品位を傷つけ、又は傷つけるおそれがあるとき。
- (2) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治、思想若しくは宗教の活動目的で使用し、又は使用するおそれがあるとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長がデザインの使用を不相当と認めるとき。

3 市長は、第1項の規定による申請を行った者に対し、承諾をするときは宇部市公共下水道マンホール蓋の表面デザイン使用承諾通知書(様式第2号)により、承諾をしないときは宇部市公共下水道マンホール蓋の表面デザイン使用不承諾通知書(様式第3号)により通知するものとする。

(使用料)

第4条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

第5条 デザインの使用の承諾を受けた者（以下「使用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承諾された内容のみに使用し、使用に関する全ての事項については、市の指示に従うこと。
- (2) 市が提供する画像データを使用すること。
- (3) デザインを使用する権利を第三者に譲渡し、又は転貸しないこと。
- (4) デザインの改変をしないこと。
- (5) 第3条第2項各号の規定に該当しないこと。

（承諾の取消し等）

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、デザインの使用の承諾を取り消し、宇部市公共下水道マンホール蓋の表面デザイン使用承諾取消通知書（様式第4号）により通知する。

- (1) 前条に定める事項を遵守しなかったとき。
- (2) 申請に虚偽又は不正があったとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、使用の継続が不相当であると管理者が判断したとき。

2 前項の規定による承諾の取消しによって使用者に損害が生じることがあっても、管理者はその責めを負わない。

3 第1項の規定による承諾を取り消された者（以下「旧使用者」という。）は、承諾取消通知があった日以後、当該承諾に係る物品等への使用、デザインを使用した製作物の配布及び掲示並びに販売等をしてはならない。

4 旧使用者は、承諾取消通知があった日前に製作した当該承諾に係る物品等を回収しなければならない。この場合において、回収に係る費用は全て旧使用者が負担する。

（権利設定の禁止）

第7条 使用者は、デザインについて、知的財産に関する一切の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、デザインを使用する場合の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表

名称	図柄	名称	図柄
ショウブ		カッタくん	
ハクチョウ		くすのき	
白鳥		宇部小町	